〇総務省令第九十九号

則 及 電 び 波 特 法 定 昭 無 和 線 設 + 備 五. \mathcal{O} 年 技 法 律 術 第 基 百三十 準 適 合 証 号) 明 等 \mathcal{O} 規 に 定 関 に す 基 る づ 規 き、 則 \mathcal{O} 及 び 部 同 を 法 改 を 正 実 す 施 る する 省 令 た を 8 次 \mathcal{O} 無 ょ 線 う 設 に 備 定 規

令和二年十月三十日

8

る

総務大臣 武田 良太

無 線 設 備 規 則 及 び 特 定 無 線 設 備 \mathcal{O} 技 術 基 準 適 合 証 明 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省

令

無線設備規則の一部改正)

第 す 定 る る を 規 条 重 次 t 改 傍 定 \mathcal{O} 線 \mathcal{O} 正 \mathcal{O} 表 無 を 後 傍 12 線 を 掲 欄 付 線 ょ 設 り、 げ に L を 備 7 掲 た 規 付 1 げ 則 規 改 L な 定 る た 正 1 対 部 前 昭 ŧ 象 以 欄 和 分 \mathcal{O} 規 下 \mathcal{O} に は + 定 掲 ょ لح う 五. げ \mathcal{O} ک 年 条 る L に れ 電 7 改 規 12 を 波 移 お \otimes 定 加 監 動 1 \mathcal{O} え 理 傍 て 改 L る。 委 線 IF. 員 改 前 を 対 会 正 象 欄 付 規 後 規 及 L 則 た 欄 定 び 第 部 に 改 + 撂 分 と TE. 八 げ を 後 1 号) う。 欄 ک る 対 に れ \mathcal{O} 象 対 12 規 順 応 は 部 定 次 L を で 7 対 改 次 改 撂 応 正 \mathcal{O} す 正 げ 前 ように 前 る 欄 る そ 改 欄 に 12 掲 \mathcal{O} 正 改 $\sum_{}$ 標 げ 後 正 れ 欄 る 記 す に に 対 部 る 対 掲 象 分 げ 応 規 に

した傍線は注記である。	備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は
[八~十五 同上]	[八~十五 略]
ホ [同上]	(略)
Ī	けずに送信を行うことができる。
	る再送信(当該時間内に停止する再送信に限る。)を行う場合に限り、送信休止時間を設
	の電波を発射してから○・四秒以内に当該特定の周波数の電波と同一の周波数の電波によ
	波と同一の周波数の電波の送信を行わないものであること。ただし、最初に特定の周波数
	射を停止し、かつ、当該停止から四秒の時間を経過するまでの間は当該特定の周波数の電
「新設」	ホ 二 ①の周波数切替装置は、特定の周波数の電波を発射してから〇・四秒以内にその発
	なるもの。
	送信時間制限装置により、任意の一時間における送信時間の割合が一パーセント以下と
[新設]	② 九二〇・五川以上九二三・五川以下の周波数の電波を使用し、かつ、別に告示する
	周波数切替装置により、搬送波の周波数を○・四秒以下の時間間隔で切り替えるもの。
[新設]	① 九二○・五 ∭以上九二五・一 ∭以下の周波数の電波を使用し、かつ、ホに規定する
	センスの備え付けを要しないものとする。
備え付けていること。	備え付けていること。ただし、次のいずれかの条件に適合するものについては、キャリア
ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを	ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを
は、五とする。)であること。	スを備え付けるものについては、同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。
チャネルをいう。ホにおいて同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数	チャネルをいう。へにおいて同じ。)を使用するものであること。ただし、キャリアセン
数のうち九二○・六 阯に二○○ №の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二○○ №の	数のうち九二○・六 ㎞に二○○ ㎞の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二○○ ㎞の
ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九二〇・六 ㎡ 以上九二八艦以下の周波	ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が九二○・六 ㎞以上九二八 ㎞以下の周波
[イ・ロ 同上]	[イ・ロ 略]
七 [同上]	七 九二○・五 賦以上九二八・一 賦以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するも
[一~六 同上]	[一~六 略]
	条件に適合するものでなければならない。
第四十九条の十四 [同上]	第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる
(特定小電力無線局の無線設備)	(特定小電力無線局の無線設備)
改 正 前	改 正 後

特 定 無線設 備 \mathcal{O} 技 術 基 準 適合証明等に関する規則 の一部改正)

第二 条 特 定 無 線 設 備 \mathcal{O} 技 術 基 準 適 合 証 明 等 に . 関 す る 規 則 昭昭 和 五 + 六 年 郵 政 省 令第三十七 号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 Ē 前 欄 に掲げる規定の傍線を付 L た部分をこれに 対応する改正 一後欄 に 掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(特定無線設備等)	(特定無線設備等)
第二条 [略]	第二条 [同上]
2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。	2 [同上]
[一略]	[一 同上]
二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号(設備規則第四十九	二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号(設備規則第四十九
条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。)、第十九号、第十九号の二、第十	条の十四第十二号に規定する無線局に限る。)、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、
九号の三、第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備	第十九号の四、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備
備考 表中の [] の記載は注記である。	

この省令は、公布の日から施行する。

附

則